

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	農林水産業施設等の被害状況把握
検 証 項 目	農業用施設の被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
執 行 主 体	国、都道府県（自治事務）市町村（自治事務）施設管理者
財 源	自主財源 ただし、 ・農地の災害復旧事業費に対しては50%（沖縄県にあっては80%） ・農業用施設の復旧事業費に対しては65%（沖縄県にあっては80%） の国庫補助があり（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） 激甚災害の指定を受けた場合は、補助率が嵩上げされる。
概 要	農業施設の被害調査は、通常、市町及び施設管理者が実施するものであるが、阪神・淡路大震災では、施設所有者の被災などにより、調査完了に時間を要した。 兵庫県は、1月18日以降、二次災害を防止するためのパトロール班を編成し、現地調査を実施した。また、1月下旬には、「兵庫県南部地震ため池震災点検調査実施要領」を定め、市町、土地改良事務所、ため池管理者の合同による総点検を実施した。 通常、災害復旧事業の査定開始期限は発災から60日以内に災害復旧事業計画概要書が提出され、その後速やかに行われることから、早期査定のための被害調査を早期に行う必要があった。 災害復旧事業の査定に要する調査及びその資料の作成は、他府県からの応援職員の協力を得て行われた。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>農林水産省は、災害対策の的確かつ円滑な実施を図るために、省内に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置するとともに、近畿農政局内に「兵庫県南部地震現地対策本部」を設置した。また、農林水産大臣の現地視察及び審議官等による被害状況の調査を行った。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p162]</p> <p>農林水産省は、二次災害の危険性の高い農地・農業用施設に対し、点検の強化、落水・亀裂の処理等の応急工事を指導した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p163]</p> <p>農林水産省は、1月31日以降、同省地質官他7名により「兵庫県南部地震に伴うため池改修対策検討会」の調査団を結成し、ため池を中心に72箇所の現地調査を実施するとともに、被災が判明した8箇所のため池について、亀裂の試掘試験を実施した。また、この結果をもとに、「兵庫県南部地震ため池災害復旧査定設計マニュアル」を取りまとめた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p138]</p> <p>農林水産省は、2月20日以降、災害復旧事業の査定を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p138]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>農林水産省による災害査定は、11週32班にて終了した。査定によって判明した農業被害額は、2,374箇所、169億円であった。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会]</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>被害調査は、通常、市町及び施設管理者が実施するものであるが、施設所有者の被災などにより調査が進まなかったため、1月18日以降、土地改良事務所職員が、小さなため池の被害調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p137-138]</p> <p>1月18日以降、神戸、三木、社、洲本の4地域で9班28人編成のパトロール班を組織し、現地を調査した。また、余震に対応できるよう24時間体制とした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,292]</p>

1月23日以降、パトロール班を4地域13班40人編成へと強化した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,293]
 平成7年の作付けに必要な農業用水を確保するため、災害査定を3月末までに終了するよう計画を樹立した。また、2月13日以降は、県内の応援態勢に加えて近隣府県からも技術者の応援を得て査定設計書を作成した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p138]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

被害箇所数・額の状況 [『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p138][『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p454]

- ・1月22日公表の被害箇所数・額は、971箇所、36億7,200万円。
- ・1月30日公表の被害箇所数・額は、2,479箇所、136億8,500万円。
- ・2月26日に全ての被害が取りまとまった。被害箇所数・額は、4,049箇所、243億7,500万円。
- ・これらを含めた農林水産関連施設の被害箇所数・額については、下表のとおりである。

区分	被害額 (千円)	被害面積・頭羽 数、件数等	摘要
農地・農業用施設	24,375,000	4,049件	畦畔、ため池、水路等のひび割れ・崩壊等
治山	8,206,000	75件	山腹崩壊、落石等
漁港	19,883,000	17漁港	防波堤、護岸、物揚場等の沈下・崩壊等
農作物	17,500	3ha 64t	トマトの落果 ハクサイ、タマネギ、原乳の在庫品の損傷
畜産	25,150	-	
乳用牛	11,100	29頭	畜舎損壊等による死亡
肉用牛	3,300	8頭	〃
ブロイラー等	8,200	11,000羽	停電のため換気不良及び断水による死亡
種卵	2,550	15,000個	落下等による破損
林産物	72,000	360m ³	製材倉庫の倒壊による製材品の損壊
農業用共同利用施設	5,380,093	27件	育苗施設、農業倉庫、家畜市場、精米工場、牛乳工場施設等の損壊
農業用個人施設	4,852,350	2,070件	農舎、畜舎、たまねぎ小屋、温室等の全半壊
農林水産業環境施設	182,561	6件	農業公園等の建物の損壊
水産業共同利用施設	3,559,209	57件	荷捌施設、給油施設、のり加工施設、貯氷施設、冷蔵庫、倉庫等の全半壊及び一部損壊
水産業個人施設	1,277,515	-	
養殖加工等	1,258,015	402件	のり生産施設、ちりめん加工施設等の損壊
漁船	19,500	40隻	漁船の一部破損等
林産施設	1,689,600	103件	製材工場・倉庫及び製材機械等の損壊
卸売市場	24,487,300	9件	市場建物の全半壊
米穀卸商	1,170,800	9件	精米工場、倉庫等の損壊
米穀小売商	5,504,400	1,609件	店舗、精米器等の損壊
食品産業	14,963,400	106件	食品工場、倉庫、機械等の損壊
関連団体施設	2,500,000	2件	農業会館、林業会館
合計	119,448,543	-	

平成7年3月14日現在

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 1月28日、ため池震災点検調査実施要領を定めて、市町、土地改良事務所、ため池管理者合同による総点検を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,293]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 (県の取り組みを参照)</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 1月28日～29日、京都大学長谷川教授他15人は「兵庫県南部地震に関する技術検討委員会」を結成し、淡路島の国営・県営ダムを中心に8箇所の現地調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p138]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 土地改良事業設計指針の見直し等[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p305-306]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業によって造成されたダム等について、緊急点検を実施し、安全性の確認等を行った。 ・土地改良施設の機能低下、破損に対する補修改良技術基準の整備を行うために、設計基準調査を実施した。 ・施設の重要度を考慮した耐震設計手法について、昭和59年に制定された土地改良事業設計指針の見直しを行った。 <p>土地改良施設耐震対策事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震が発生した際に甚大な2次災害を引き起こすおそれのある土地改良施設を対象に、耐震点検及び耐震改修を実施する事業を平成16年度に創設。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>『阪神・淡路大震災復興誌（第4巻）』（（財）阪神・淡路大震災記念協会,p453～p455）においては、農業被害について、以下のように指摘している。p453～p455</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災調査報告編集委員会のまとめたところによると、この地震による農業関係の全被害は36市町村、4,138ヶ所におよんでいる。このうち、地域的には兵庫県に集中（被害額で95.7%）、中でも淡路島は県全体の60%、神戸市が11%の被害額にのぼっている。淡路島の中では、北淡町（同56%）、津名町、一宮町（同各14%）の順。工事別で見るとため池の被害（額）が全体の3分の2を占め、農地・農道が各7%、水路6%となっている。 ・農業では、ため池、水路、あぜなどの崩壊、農作物の果実の落下、在庫品の損傷、畜産関係では畜舎の損壊による乳牛の死亡、食肉用のブロイラーが停電による換気不良や断水などが原因で大量死したり、大量の卵が落下により破損するなどの被害を受け、また、水産関係ではのりの生産施設の損壊などの被害を生じている。 ・市場への輸送が道路の渋滞で大きな問題となった。震災後約2ヶ月たった3月下旬で、平時の3倍以上の時間を要し、例えば、加古川周辺から神戸市場まで距離にして50～60km、平常なら1時間前後の所を4時間、また、大阪市場までは70～80km、60～80分の搬送が6時間もかかっている。 ・被害の中には、冷蔵のタマネギやハクサイのように積み上げていたポリコンテナが落下し、傷みがはげしくて商品として出荷できないため、廃棄処分せざるを得ないものもあった。また兵庫県経済連のコンピューターが使用不能になり、通常1日単位で取引の集計をしていたのを2月末頃まで3日分の集計に切り替えるなどの処置もとられた。 ・稲美町では地震による生産現場での被害は殆どなかったが、出荷先の神戸市東部市場が震災で機能がマヒし、交通の混乱などで出荷不能となり、生産農家は大きな損害を被った。また近くの小規模の市場に出荷が集中し、値が下がったこともダメージを大きくした。 ・生乳の出荷も、乳業メーカーや生乳処理工場が被害を受けたうえ、電気、用水のストップで操業停止に追い込まれたため、牛乳輸出先を他地区、他府県へ振替を図ったが渋滞で輸送ができず、そのまま持ち帰って廃棄せざるを得ない事例も見られた。 <p>資料：『阪神・淡路大震災復興誌（第4巻）』（（財）阪神・淡路大震災記念協会）より抜粋</p> <p>点在していた小規模ため池の多くが地震直後の増水の後に水位低下状態となり、田植期の水源確保が困難で、少なくとも一部の農地では田植えが実施できない可能性が高い（農林水産省中国農業試験場 監修『都市型災害と農業・農村－阪神淡路大震災の食糧供給・農業への影響－』農林統計協会）</p>	
課題の整理	
<p>農業施設等の被害状況調査の要員確保及び調査体制の整備 災害復旧事業の査定申請の期限に関する検討</p>	

今後の考え方など

災害ボランティア及び県外の公共団体等に協力要請を行うなど要員確保に努める。(農林水産省)

農林水産大臣への災害復旧事業計画概要書等の提出は、災害発生後60日以内となっており、災害査定は計画概要書等の提出後、速やかに行われることから、個別事業ごとに対応して参りたい。(農林水産省)

復興10年総括検証において連絡体制の確立についての提言がなされている。(兵庫県)

○職員等の研修の実施により調査要員を確保するなどして、迅速に調査が行える体制を確立する。(神戸市)